

概要版

# 第3期銚田市 子ども・子育て支援事業計画

子どもと親と地域が育つ

笑顔あふれるまち ほこた



令和7年3月

銚田市

## ■ 計画策定の趣旨

本市では、令和2年3月に策定した「第2期銚田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼稚園・保育所（園）における教育・保育、子育て支援の総合的かつ一体的な提供により、こどもたちの幼児期における健やかな育成を図るとともに、家庭、地域、学校、職域など社会のあらゆる場において、すべての人がこども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進してきましたが、計画の期間が令和6年度に終了することから、本市におけるこども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする「第3期銚田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こども・子育て支援施策の充実を推進します。

## ■ 計画の期間

- 本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期銚田市 子ども・子育て支援事業計画					第3期銚田市 子ども・子育て支援事業計画				
各年度に評価・進捗確認を行い、必要に応じて修正									
				見直し					見直し

## ■ 計画の法的根拠

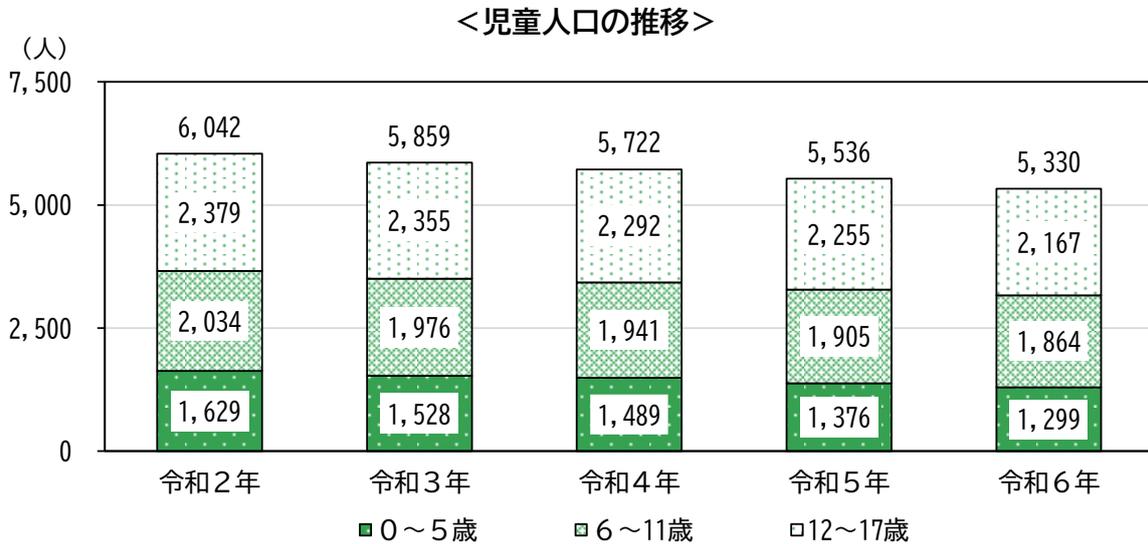
- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」

## ■ 計画の対象

- 本計画は、「生まれる前から20歳代前半までのこども・若者とその家庭」を中心に、地域や事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体としています。

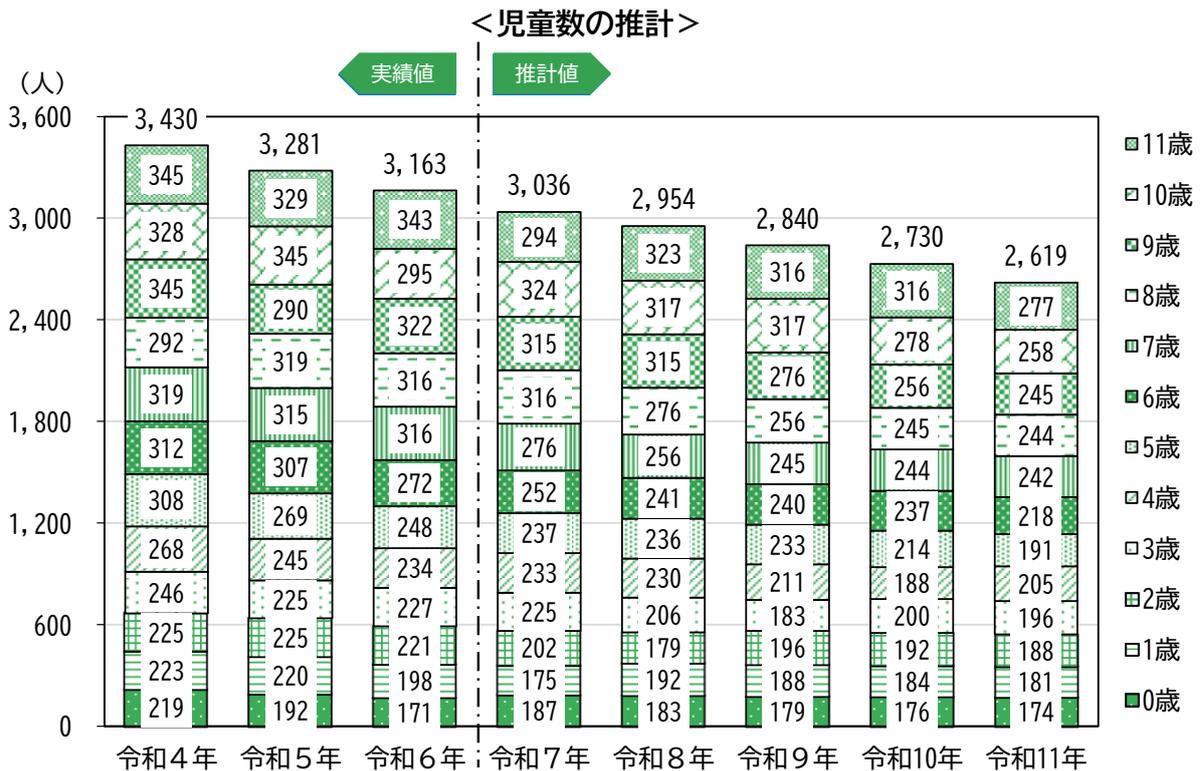
## ■ 児童人口の推移

本市の児童人口（0～17歳）は、減少傾向で推移し、令和6年で5,330人となっています。令和2年の6,042人と比べて712人の減少となっています。



## ■ 児童数の推計

本市の総人口の人口推計結果から、0歳から11歳までの児童数をみると、今後も減少傾向で推移し、令和7年から令和11年にかけては、児童数が400人程度減少し、令和11年には2,619人になると予測されます。



## ■基本理念

# こどもと親と地域が<sup>そだ</sup>育つ 笑顔あふれるまち ほこた

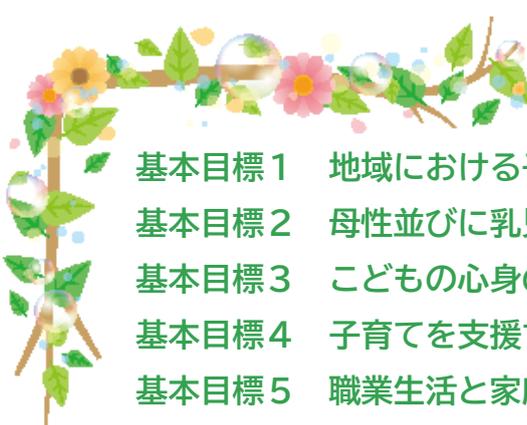


次代を担うこどもたちが、こころ豊かで健やかに育ち、こどもの笑顔があふれるまちであることは、親のみならず、地域住民みんなの願いです。安心してこどもを産み育てられる環境づくりを進めるために、家庭はもとより地域、学校、企業、行政など社会全体で、こどもが心身ともに健やかに育つ保育環境の整備、子育て支援体制の充実を図っていく必要があります。

本市では、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、第2期子ども・子育て支援事業計画の継続性及びこども施策のさらなる充実を図るため、基本理念は、第2期子ども・子育て支援事業計画を踏襲し、次代を担うこどもの成長を地域全体で支え、こどもの笑顔があふれるまちになることを目指します。

## ■基本目標

基本理念の実現のために、基本目標を以下のように設定します。

- 
- 
- 基本目標1 地域における子育て支援の充実
  - 基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
  - 基本目標3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備促進
  - 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備促進
  - 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立支援の充実
  - 基本目標6 こどもの安全確保の促進
  - 基本目標7 支援が必要な児童へのきめ細やかな取組の推進
  - 基本目標8 社会や結婚に夢や希望の持てる環境づくりの推進
  - 基本目標9 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

## ■ 施策の体系

基本理念に基づき、9つの基本目標を掲げ、施策を展開します。

基本目標	基本施策
<b>基本目標1</b> 地域における子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域における子育て支援サービスの充実</li> <li>● 保育サービスの充実</li> <li>● 子育て支援ネットワークづくり</li> <li>● 児童の健全育成</li> </ul>
<b>基本目標2</b> 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こどもや母親の健康の確保</li> <li>● 「食育」の推進</li> <li>● 思春期保健対策の充実</li> <li>● 小児医療の充実</li> </ul>
<b>基本目標3</b> こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次代の親の育成</li> <li>● こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備</li> <li>● 家庭や地域の教育力の向上</li> <li>● こどもを取り巻く有害環境対策の推進</li> </ul>
<b>基本目標4</b> 子育てを支援する生活環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 良質な住宅及び良好な居住環境の確保</li> <li>● 安心して外出できる環境の整備</li> <li>● 安全・安心なまちづくりの推進</li> </ul>
<b>基本目標5</b> 職業生活と家庭生活との両立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仕事と生活の調和の推進</li> <li>● 就労支援・就労環境の改善</li> </ul>
<b>基本目標6</b> こどもの安全確保の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こどもの交通安全を確保するための活動の推進</li> <li>● こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</li> </ul>
<b>基本目標7</b> 支援が必要な児童へのきめ細やかな取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童虐待防止対策の強化</li> <li>● ひとり親家庭等の自立支援の推進</li> <li>● 障害児施策の充実</li> <li>● 発達障害児支援体制の整備</li> <li>● 外国籍のこども・家庭への支援</li> </ul>
<b>基本目標8</b> 社会や結婚に夢や希望の持てる環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次代の親の社会活動の支援</li> <li>● 出会い・交流の場の創造</li> </ul>
<b>基本目標9</b> こどもの貧困の解消に向けた対策の推進 【こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 早期発見のための取組の強化</li> <li>● 生活の安定に資するための支援の充実</li> <li>● 教育支援の充実</li> <li>● 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援の充実</li> <li>● 経済的支援の充実</li> <li>● 支援体制の整備・充実</li> </ul>

## ■教育・保育認定について

「認定こども園」「幼稚園」「保育所（園）」「地域型保育事業」の教育・保育を利用するこどもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等が行われます。

認定区分	利用時間	施設・事業
<b>●1号認定こども</b> 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定以外のこども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
<b>●2号認定こども</b> 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働や疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるこども	保育標準時間 保育短時間	保育所（園） 認定こども園
<b>●3号認定こども</b> 満3歳未満のこどもであって、保護者の労働や疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるこども	保育標準時間 保育短時間	保育所（園） 認定こども園 地域型保育事業

※1号認定の教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

※夫婦ともにフルタイム勤務であるなど、客観的には保育認定（2号認定）を受けられる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、教育標準時間認定（1号認定）を受けて幼稚園を利用することが可能です。

※保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本市では保育の必要性に係る労働時間の下限を1か月あたり56時間としています。

- 教育標準時間：1日4時間の幼児教育
- 保育標準時間：1日最大11時間の保育（主にフルタイムの労働を想定）
- 保育短時間：1日最大8時間の保育（主にパートタイムの労働を想定）

## ■必要量と確保方策

区分	事業の名称	令和11年度		
		量の見込み	確保方策	
教育・保育事業	教育標準時間認定（1号認定）3～5歳児	70人	307人	
	保育認定（2号認定）3～5歳児	477人	588人	
	保育認定（3号認定）	0歳児	77人	83人
		1歳児	108人	134人
		2歳児	133人	165人

区分	事業の名称	令和 11 年度	
		量の見込み	確保方策
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	こども家庭センター型 1か所	・令和6年4月に設置した「こども家庭センター【HUG くむ】」で実施
	地域子育て支援拠点事業	3,551人回	・5か所の子育て支援センターで実施
	妊婦健康診査事業	2,048人回	・すべての妊婦を対象に実施
	乳児家庭全戸訪問事業	174人	・生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に実施
	養育支援訪問事業	17人	・養育支援が必要と思われる家庭を対象に実施
	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	17人日	・児童福祉施設や里親に働きかけ、施設の確保に努める
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	—	・実施予定なし
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	457人日	・「こども家庭センター【HUG くむ】」が窓口となり、事業を実施
	一時預かり (幼稚園型)	3,366人日	・すべての幼稚園及び認定こども園で預かり保育を実施
	一時預かり (幼稚園型以外)	110人日	・保育所(園)及び認定こども園の7か所で一時保育を実施
	放課後児童クラブ (学童保育)	521人	・7か所の放課後児童クラブで小学生の預かりを実施
	延長保育事業	179人	・すべての保育所(園)及び認定こども園で延長保育を実施
	病児保育事業	434人日	・体調不良児対応型を2か所で実施
	子育て世帯訪問支援事業	1人日	・必要な方が継続して利用ができるよう事業を実施
	親子関係形成支援事業	10人	・事業の実施方法について検討
	産後ケア事業	125人日	・事業所の確保及び利用者への周知
	妊婦等包括相談支援事業	624回	・母子健康手帳の発行時の全数面談や妊娠8か月アンケート時のフォロー
	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	10人	・ニーズ量を注視し適量の受け皿を確保

## ■計画の推進体制

計画を推進するためには、こども・子育て家庭のみならず、近隣住民、地域、職場、関係機関、団体、行政が相互に連携し、より子育てしやすいまちづくりに向けて、それぞれに積極的な姿勢が求められています。

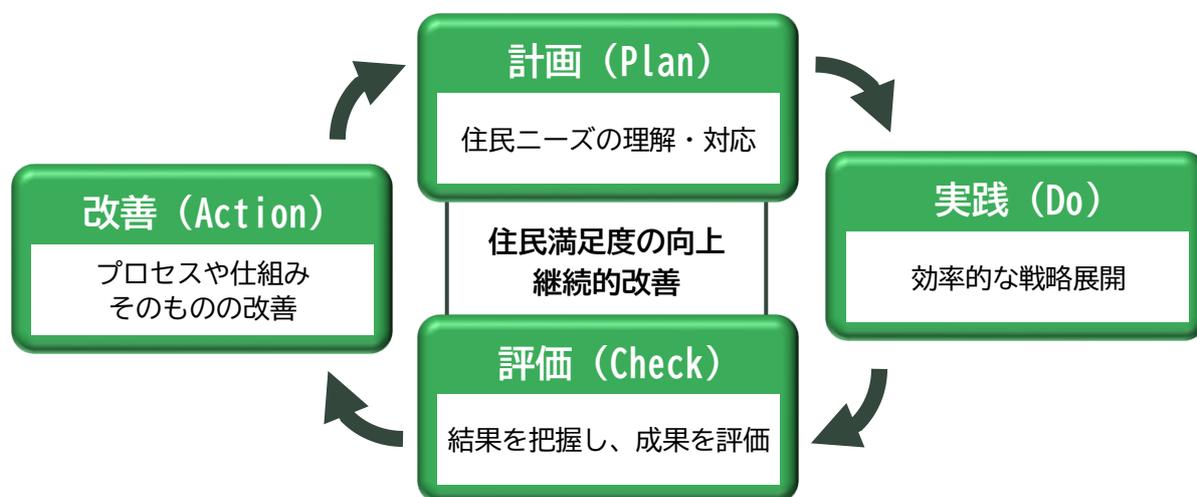
推進の核となる行政は、庁内の関係各課、学校、関係機関・団体と連携し、計画に掲げる施策・事業に取り組むとともに、教育・保育事業者、市民との連携を一層強化し、広く意見を取り入れながら、支援施策の充実を図っていきます。

## ■計画の進行管理

本計画の進捗管理及び実施状況の評価については、子ども家庭課が中心となり、関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、事業評価を行っていきます。

計画の着実な推進のため、計画（Plan）し、実践（Do）することはもちろん、適切に評価（Check）、改善（Action）し、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、進行管理を行います。

<PDCAサイクルの概念図>



### 第3期鉾田市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

令和7年3月

発行：鉾田市

編集：鉾田市福祉事務所子ども家庭課

〒311-1592 茨城県鉾田市鉾田 1444-1

TEL：0291-36-7935（直通）

URL：<https://www.city.hokota.lg.jp>